議提第8号

小松島市議会のハラスメント撲滅に関する決議

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年12月4日

小松島市議会議長 池 渕 彰 殿

提	出	者	小松島市議会議員	杉	本		勝
			IJ	吉	見	勝	之
			IJ	安	亚	岡川	之
			IJ	前	Ш	英	貴
			IJ	髙	木	幸	次
			IJ	広	田	和	三
			IJ	米	﨑	賢	治
			IJ	兀	宮	祐	司
			IJ	松	下	大	生
			IJ	井	内	章	介
			IJ	近	藤	純	子
			IJ	佐	藤	光太郎	
			IJ	津	JII	孝	善
			IJ	南	部		透
			IJ	肥	野	耕	次
			JJ	間		愛結美	

小松島市議会のハラスメント撲滅に関する決議

ハラスメントは人権にかかわる問題であり、職員の個人としての人格や尊厳を不当に傷つけ、職場環境の悪化や業務への支障を招く決して許されない行為である。小松島市議会議員は、この度実施したアンケート結果を重く受け止め、深く反省するとともに、全ての職員の人格を尊重し、ハラスメントのない健全な議会環境を作ることをここに宣言し、全てのハラスメントの撲滅に繋げていくため、以下の通り実行することを決議します。

記

- ハラスメント行為の防止と根絶を図るため、議員の意識改革を目的とした ハラスメント研修の実施。
- ハラスメント又はそのように疑われる行為があったときに対処するための 組織体制の整備。
- いつでも相談しやすい体制をつくるため、ハラスメント相談窓口を複数(第 三者機関も含め)設置。
- 行政からの申し入れ制度など行政当局と連携し、ハラスメントを見逃さな い体制の整備。
- 来年度以降もアンケートを実施するなど定期的な調査の継続。
- 上記項目を含んだ市議会ハラスメント防止の規定を今年度中に制定。